

会 議 録

会議名	令和元年度東浦町地域包括ケア推進会議第2回認知症施策部会	
開催日時	令和2年1月10日（金） 午後1時30分から2時40分まで	
開催場所	勤労福祉会館 会議室2	
出席者	アドバイザー	前田吉昭氏、遠藤英俊氏
	委員	藤澤稔氏、岡田寿夫氏、安田裕政氏、高見雅代氏、鈴木明美氏、権田順氏、青山誠氏、舟橋弘芝氏、佐々木航氏、中村裕子氏、福澤敦氏、久米光男氏、田島由美子氏、市川實氏、道家浩美氏、宮池始氏、北田潤子氏、山崎千佳氏、2名欠席
	事務局	馬場健康福祉部長、鈴木ふくし課長、ふくし課村上地域包括ケア推進係長、内田健康課長、健康課伊藤成人保健係長、ふくし課地域包括ケア推進係小田主査、高見高齢者相談支援センター長、高齢者相談支援センター越智係長、高齢者相談支援センター千綿主査、高齢者相談支援センター吉田主査
議題	1 認知症施策事業の取組みについて（資料1-1～1-2） 2 認知症にやさしいまちづくり推進条例案について（資料2、資料3、資料4） 3 その他	
傍聴者の数	2名	
審議内容	<p>◆事務局 次第に従い、会議を進める。</p> <p>1. あいさつ</p> <p>◆健康福祉部長 お忙しい中、令和元年度東浦町地域包括ケア推進会議第2回認知症施策部会にご出席いただき、誠にありがとうございます。日頃は本町福祉行政へのご尽力、ご協力を賜り誠にありがとうございます。</p> <p>本日の会議では、本年度の認知症施策の実績とその内容の説明、来年度策定の認知症にやさしいまちづくりのための条例についての説明を行います。各議題におきまして、委員の皆様から活発なご意見を頂きながら、本町の地域包括ケアの更なる推進に取り組んでまいりたいと思います。本日はよろしく願いいたします。</p>	

◆事務局

資料確認、欠席者報告、アドバイザー紹介。

2. 議題

(1) 認知症施策事業の取組みについて

◆事務局

資料1-1

認知症施策で東浦町が目指すべき姿とはどのようなものか、そのための要素とは何か、を基に事業を整理しました。これが条例案の骨子となります。

東浦町が目指すべき姿は、「認知症にやさしいまち」つまりは、「認知症の人も普通に望む生活を、普通に送ることができるよう、地域全体で支えることができる」としました。

本人アンケートの結果や、ワーキンググループでの意見等から、「認知症の人も、認知症でない人と何も変わらない。」ということが分かり、目指すべき姿を考えました。

その目指すべき姿を実現するために、必要な要素、必要な要素を満たすために必要な事業の目標、事業の目標の達成度を図るための指標も考えました。また、各事業の実績と事業の内容も資料に記載しました。

目指すべき姿を実現するために必要な要素は、6つになります。

一つ目の要素は「認知症への理解が深まる。」です。事業の目標は、「認知症という症状に対する知識が深まり、対応力が向上する。」と「認知症の人も変わらない、という認識が深まり、対応力が向上する。」です。事業としては認知症サポーター養成講座やフォローアップ講座、講演会等です。

二つ目の要素は「普通の生活を送ることができる。」です。事業の目標は、「認知症の予防」と「今後必要になる医療・介護等について、事前に考えることができる。」です。事業としては、脳トレ教室の開催や地区健康相談での認知症予防についての啓発、今後のことを考えるための認知症ケアパスの周知です。

三つ目の要素は「認知症の様態に応じた適時・適切な医療・介護の提供ができる。」です。事業の目標は、「専門職チームが確立されている。」「専門医が身近にいる。」「事業所間・専門職間の連携がとれている。」「地域にある資源を、誰もが当たり前前に知っている。」です。事業としては、認知症初期集中支援チームの活動や多職種連携研修会の開催を行いました。

四つ目の要素は「家族等への支援体制が整備されている。」です。

事業の目標は、「家族等（介護者）同士がつながることができる体制が構築されている。」「家族等（介護者）に理解のある企業が増える。」「家族等（介護者）のための応援者が増える。」「家族等（介護者）に寄り添った福祉サービスの提供が行われている。」です。事業としては、介護者の会の周知、企業での認知症サポーター養成講座の開催、行方不明高齢者等搜索模擬訓練、GPSの貸与等です。

五つ目の要素は「認知症バリアフリーが進む。」についてです。認知症バリアフリーとは、認知症になっても住み慣れた地域で普通に暮らすための障壁がないことです。事業の目標は、「本人のための応援者が増える。」「本人及び家族等が暮らしに関わる必要なサービスを安心して利用できる。」「地域社会への参加を行うことができる。」「地域で安心・安全に暮らすことができる。」です。事業としては、企業、商店、地域住民、コミュニティやボランティア団体への認知症サポーター養成講座等の開催や、GPS貸与、認知症高齢者等事前登録制度の利用促進、みまもりねっと登録者の呼びかけ等を行いました。

六つ目の要素は、「相談できる体制が構築されている」です。事業の目標は、「本人や家族が気軽に相談できる体制が構築されている。」です。事業としては、相談窓口の周知や認知症カフェの開催を行いました。

#### ◇アドバイザー

資料について、取組状況は分かるが、実際の東浦町の状況（例えば行方不明になった高齢者が何人いて、何人が発見されたか）が分かるような資料になっていると、なお良いと思います。

#### ◆事務局

行方不明になった方について、詳しい数字の回答ができませんが、昨年度に比べて多かったとは思いますが。

メール配信をしたことが発見につながった、というケースはありません。メールを配信する前に、見つかったという連絡が入ることもあるので、メール配信が多くあればよい、というものでもありません。

資料については、見直していきたいと思います。

#### ◇委員

オレンジパラソルとして、小・中学校への認知症サポーター養成講座に参加しています。

来年度は、小学4年生で認知症サポーター養成講座を受講した子ども達が、中学1年生で再受講することになるので、講座の内容変更を、東浦町高齢者相談支援センターと考えています。ますます力を入れていく必要があると感じています。

また、今年度はVR認知症体験を行いました。実感することの大切さが分かりました。このVR認知症体験は費用がかかると聞いていますが、東浦町で独自のものを作成してみることはできないのでしょうか。例えばDVDで映像化する等、できないのでしょうか。

#### ◆事務局

VR認知症体験では、こういうことだったのか、と納得することができました。予算があることなので、補助金等で対応できる時に、実施したいと考えています。

独自のものを作成する、ということは考えていませんでしたので、今後できるかどうかを含め、検討していきたいと思います。

#### ◇委員

来年度からフレイル健診が始まります。今までのフレイルチェックと今後のフレイル健診について、分かっていることを教えてください。また、病院としてどんなことができるかも、合わせて教えてください。

#### ◆事務局

現在フレイルチェックとは、5項目のアンケート調査で、75歳以上に送付しています。チェックの結果により、今後要介護になるリスクがある方に早期介入することが可能になります。

来年度以降は、長寿健診（健康診断）時に、15項目の質問項目が設けられ、身体機能や認知機能の低下が見られる、ということが健診の結果とともに町にフィードバックされることとなります。今までのようにフレイルチェックのみ郵送する必要がなくなると考えています。

来年度以降の事業展開については、長寿医療研究センター等関係機関と相談の上、進めていきます。

#### ◇委員

GPS貸与の利用者数は3名、新規0名と、利用者数が伸びていません。GPSの利用しにくさ、機能の悪さ等、検討するべきことがあるのではないかと思います。

◆事務局

GPSの端末については、使いにくい物になっているのでは、と感じています。

サイズが小さくなったり、少しずつ改良されている状況はあるので、利用する方にとってより良く、代替となるものがあれば、変更する等検討していきたいと思います。

◇委員

当時者の声を聴くと、認知症になっても働きたい、という声を聞きます。

就労支援の観点はどこかに位置づけられているのでしょうか。

◆事務局

実績はありませんが、そのような方がいれば、障がい者の就労支援サービスにつなげていくことを考えています。

まずは、大府センターにつないで、アドバイスを基に支援していきたいと思います。

先ほどの補足です。みまもりねっとの配信数について、今年度10月末現在で7回。H27年度2回、H28年度5回、H29年度2回、H30年度1回でした。

行方不明となった高齢者等の家族には、通報に対しての戸惑いがあると思います。家族で探してから届け出となり、いなくなっからのタイムラグが生じます。

まずは警察や役場に連絡して欲しい、とアナウンスしています。皆さんも周囲に家族が行方不明になった時には、すぐに警察や役場に連絡して、とアドバイスしてください。

(2) 認知症にやさしいまちづくり推進条例案について

資料2

◆事務局

条例案については、ワーキンググループを2回実施し、検討しました。

資料2

認知症にやさしいまちづくり推進条例案です。

資料3

条文について、ワーキングで出た意見を基に、どのような意味をもって表記しているのかが分かるよう、対照表という形で表しました。

今年度国が示しました「認知症施策推進大綱」の5つの柱のうち、どの柱に位置するのかも分かるようにしました。

条例名については、ワーキングメンバーでの話し合いの中で、「認知症にやさしいまちづくり推進条例」としました。

認知症の人を持つ家族等を支えることで、認知症の人を支えることにつなげ、「普通に望む生活を普通に送ることができるよう、地域全体で支えることができるまち」を目指し、町の責務、町民、企業等の事業者、関係機関、コミュニティやボランティア等の地域組織の役割を明確にし、同じ目的に向かって施策や取組を推進していくことを目的としました。

6つの定義を決めました。「認知症」については、介護保険法の定義を利用することを考えましたが、介護保険法でも認知症の定義について考える必要があるとのことでしたので、ワーキングで出た意見で作成しました。「予防」については、認知症施策大綱にある定義と同様にしました。その他「町民」「事業者」「関係機関」「地域組織」について、定義を決めました。

次に基本理念です。「普通に望む生活を普通に送ることができるよう、地域全体で支える。」「認知症の人やその家族等の立場に立って取り組む。」「それぞれの役割を果たすとともに、相互に連携する。」こととしました。

町の責務については、町は連携を図りつつ、総合的な施策を実施する責務があること、認知症の人やその家族等の想いを汲むこと、としました。

町民の役割については、認知症の理解を深めること、認知症の予防に取り組むこと、施策や取組に協力すること、としました。予防に取り組むことについては、認知症予防のエビデンスが確立していない中、記載しなくてもよいのではないかと、との意見がありましたが、認知症施策推進大綱にて、「共生と予防を車の両輪として」と示されていることから、条例でも記載することとしました。

事業者の役割については、認知症の理解を深めること、企業による認知症の人の雇用の継続、認知症の人の家族等が働く上での配慮、認知症の人やその家族等が買い物等暮らしに関わるサービスを利用しやすくすること、施策や取組に協力すること、としました。

関係機関の役割については、認知症の理解を深めること、認知症の人や家族等が必要とする情報を適宜適切に発信すること、施策や取組に協力すること、としました。

地域組織の役割については、認知症の理解を深めることと相互の支え合い活動に取り組むこと、施策や取組に協力すること、としま

した。

認知症に関する理解については、町が講演会や認知症サポーター養成講座等を通じて、より多くの人の認知症についての学習活動の充実を図るために、必要な施策を行うこと、としました。

認知症バリアフリーの推進については、認知症の人もその家族等も普通に望む生活を普通に送ることができるよう、町が関係機関等と連携し、見守り体制の整備、成年後見制度の利用促進、地域社会への参加ができるための体制整備を行うこと、としました。

災害時等の対応については、町が災害時や行方不明時における対策を行うこと、としました。

普通に望む生活の維持については、町が認知症の予防活動の普及等を行うこと、としました。

適時かつ適切な医療及び介護の提供については、町が医療と介護の連携体制を整えること、町民にとって必要な情報を適切に提供すること、認知症の人の意思決定支援を行うこと、としました。

相談体制の整備については、町が認知症の人やその家族等が相談できる体制の整備を行うことと、認知症の人やその家族を支援する人たちが相談できる体制の整備を行うこと、としました。

条例制定の流れについてご説明します。

#### 資料4

今回の条例案についての検討後、行政経営会議で条例案の説明、意見聴取、議会の全員協議会で条例案の説明・意見聴取を行います。役場内法規担当により条例としての体裁を整え、令和2年度4月に部会を開催し、条例の最終案について検討します。その後役場内の法規審査会を経て6月議会に議案上程し、7月の施行となります。

来年度は条例の周知・啓発のためのフォーラムも開催します。認知症当事者による講演や、劇を行うことを考えております。劇には各種立場の方にご参加いただき、事例を通じて条例について理解してもらえるようにしたいと思っています。ご協力いただける方は、ぜひお声がけください。よろしく願いいたします。

以上で議題(2) 認知症にやさしいまちづくり推進条例案についての説明を終わります。

#### ◇委員

認知症の定義について、高次脳機能障害も定義としては含まれていますが、今までの施策には高次脳機能障害に対する施策はないよ

うに思います。交通事故による高次脳機能障害も定義としては含まれることとなりますが、介護保険利用対象者からは除外され、定義と運用が矛盾しています。介護保険と同じように認知症を定義するならば、町として高次脳機能障害についてどう対策していくのでしょうか。

◆事務局

高次脳機能障害の対策についての視点は、こちらでもありませんでした。現在認知症の定義として想定しているのは、介護保険法で対応している認知症となっていますので、今後検討していきたいと思えます。

◇アドバイザー

高次脳機能障害に対する対策は、また別の問題として対応する、という整理が必要かと思えます。

他市町でも条例を策定していますが、東浦らしさはどこなのか、どうしたいのか、きちんと説明できる条例にしてもらいたいと思えます。

大府市の場合は、認知症の方の事故を踏まえて、認知症の方が事故を起こした、誰かにけがを負わせた等の時のための賠償保険制度を始めました。

東浦町は始めるのかどうか、この条例からは分かりませんが、どうなのでしょう。

◆事務局

東浦らしさ、についてですが、東浦町の特徴の一つとして、現在高齢者に役立つサービスを行っている企業 46 社と連携協定を結んでいます。この企業とのつながりという基盤を利用し、企業に協力を仰ぎ、企業の方でも地域を支えていきたいと考えています。これは、企業の役割の部分になります。

もう一つ、当事者の方だけでなく、家族・介護者への支援もきちんと力を入れていきたい、と考えています。条文の中では、「認知症の人とその家族等」と書いています。家族等への支援により、家族等の心の余裕を生み出し、認知症の方へのより良い支援につないでいきたいと思えます。

また、認知症の方の意思決定支援にも力を入れたいと考えています。こちらは在宅医療介護連携部会で ACP に取り組んでいく予定です。

また、賠償保険については、近隣で阿久比、知多市、東海市で進んでいまして、東浦町でも新年度に予算要望を挙げています。予算が可決されれば、賠償保険の事業も行っていきたいと考えています。

◇委員

企業とのつながりについて、具体的にはどのようなものでしょうか。

◆事務局

条例では、事業者の役割として書きました。現在働いている方に対し、認知症に対する理解のもと雇用継続をしてもらえないか、介護している家族等が介護のために仕事を辞めないで済むようにしてもらえないか、ということをお願いしていきたいと思っています。

そのためにまず、企業の方に認知症サポーター養成講座を受講してもらい、認知症について理解してもらうことを実施していきたいと考えています。

◇アドバイザー

神戸市は、条例で認知症健診について規定し実施しています。早期診断につながる健診であり、住民全員から 400 円税金増やして健診にあてています。

東浦町は、早期発見の取組についてはどう考えているのでしょうか。

◆事務局

健診を実施するかどうかの検討をしたわけではないのですが、福祉施策の予算の確保について、神戸市を参考にして考えました。GPS の端末価値があるのか、その他の事業についても今のままでよいのか、と思っています。今後事業費は膨らむばかりですが、膨らんできた際、神戸市のように住民に理解してもらいながら、目的税の徴収が必要になるのではないかと町長とも話をしましたが、今回はそこまで至りませんでした。

◇委員

条例ができると、具体的にどう変わるのでしょうか。条例は何のために策定するのでしょうか。

◆事務局

条例を制定する意味ですが、認知症の方に対する支援がますます必要となってくる中、現在までに実施してきた様々な取組をつなげ、地域が一丸となって認知症の方を支えるための指標、同じ方向を向くための目標となるために掲げるものになります。役割を示すことで、同じ目的に向かい各々が役割を果たしながら、地域の認知症の方やその家族等を支えていくことができます。

◇委員

すでに行っている事業と条例を重ねて、具体的に企業や関係機関等はどう変わって、どのような成果が出るものなのでしょうか。

◆事務局

今でも多くのことを実施してもらっていますが、一致団結し、認知症対策を進めていくために、より多くの方に認識してもらうために条例を策定します。

認知症の方が地域で生活する上で、少しでも困っていることを軽減できるような効果を目指しています。

◇アドバイザー

6月に内閣府が認知症施策推進大綱を出し、今月末に認知症の基本法ができる予定です。法律ができることで安定的に国の予算や市町村の予算が出されることになります。一時的ではなく、恒常的にまちを作っていく予算が確保されやすくなります。

事業者、行政、住民の役割を示すので、条例を策定する効果としては、意識改革が一番大きいと思います。

町全体で認知症対策に取り組むという宣言、やさしいまちを作るための方向性を示す、ということになります。すでに取り組んでいるので、そんなには変わらないでしょう。しかし、条例によってみんなの意識が変わることが大事です。まちづくりの宣言でもあります。

◇委員

まちづくりの視点として、うららの路線および時刻が変更した関係で、集まりに参加しようと思っても、開始時間に利用しやすいバスがなくなってしまいました。

小型バスに乗った際は、自分より後ろの人が「乗れない」と言われていました。

バスのダイヤ改正後に、介護者の集いの2回目を開催しましたが

	<p>が、集いの開始時間に利用しやすいバスがあったら、もっと参加してもらえたかもしれません。</p> <p>様々なことに参加しようと思っても、免許証の返納をした高齢者は、バスがなければ参加できなくなります。</p> <p>◆事務局 住民懇談会でも、バスのダイヤ変更についての意見が多く出ました。</p> <p>今まで乗っていた時間のバスに乗れなくなった、という声も聞いています。</p> <p>小型バスについては、細い道を通って、利用しやすくするためでしたが、大きな通りのバス停にも停まることになってしまい、乗ることができない人を出すことになってしまいました。</p> <p>現在、ダイヤ改善について検討しているところです。</p> <p>◇委員 東浦らしさとは何だろうと考えました。東浦町は、地理的にも人口的にも、小回りが利くちょうどよい規模だと思います。</p> <p>認知症の人にやさしいまちは、認知症の人にだけやさしいまちではなく、子どもや障がい者等、誰にでもやさしいまちになることではないか、と思います。小回りが利く東浦町でなら、他部門との連携もしやすいのではないかと思います。</p> <p>必要に応じて、子どもや障がい者や交通等他部門との連携をすることを明記し、町をあげてボーダレスで取り組む姿勢を示すことは、大きな強みになるのではないかと考えました。</p> <p>◆事務局 閉会を宣言。</p>
備考	なし